

四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第 515 号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和 5 年 9 月 1 日 認可

令和 6 年 5 月 16 日 一部変更認可

(目的)

第 1 条 この規則は、四万十川上流淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり漁、金突、うなぎもじ、うばしはさみ又ははえ縄によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 大正網
あまご	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第 5 条第 3 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
すくい網	網口の周囲 2 メートル以下のものとする。

大正網（たたき網を含む。）	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下とし、補助員1名以内とすること及び日没から日の出までの間は使用しないこと。
と網	網口の周囲25メートル以下のものとする。
なげ網	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。及び日没から日の出までの間は使用しないこと。
すくい網 と網 なげ網 大正網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲（発射装置を有するもりをいう。）を併用しないこと。
うなぎもじ	15個以内とすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月16日から11月30日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 しゃくり漁	第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の全区域	5月15日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、水中眼鏡を使用するしゃくり漁によるものに限り、8月1日から10月15日までとする。
	すくい網 と網 なげ網 大正網		7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	金突（つんじゃくりを含む。）		8月1日から10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ		4月1日から9月30日まで

	はえ縄		
	金突		8月1日から9月30日まで
あまご	徒手採捕 さお漁		3月1日から9月30日まで
	と網 なげ網		7月1日から9月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所(高岡郡四万十町榊山町7番14号)又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 しゃくり漁 金突(つんじゃくりを含む。)	2,000円	8,000円
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄 金突		
あまご	徒手採捕 さお漁		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料

肢体不自由者	3,000円
<u>75歳以上の者</u>	4,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 大正網	4,000円	11,000円
あまご	と網 なげ網		

4 前2項に規定する遊漁料又は特別遊漁料は、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所（高岡郡四万十町榊山町7番14号）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年5月16日から施行する。